

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の

# 金融・証券税制について

利子・配当

譲渡損失との  
損益通算・繰越控除

特定口座

利子・配当受入可  
申告不要可

譲渡損益

利子・配当との  
損益通算・繰越控除

上場株式等の利子・配当・収益の分配

上場株式等の譲渡（解約・償還を含みます。）

選択

選択

特定口座

源泉徴収口座

簡易申告口座

一般口座

金融商品取引業者等が年間の  
譲渡損益、利子所得・配当所得  
（譲渡損失と通算）を計算  
（特定口座年間取引報告書）

金融商品取引業者等が  
年間の譲渡損益を計算  
（特定口座年間取引報告書）

ご自分で年間の  
譲渡損益を計算

課税方式の選択<sup>(注)</sup>

（利子所得は不可）

確定申告  
（総合課税）

配当所得を含む総所得金額  
× 累進税率（5～45%）  
（ほかに住民税10%）

- 利子所得は総合課税の選択不可
- 配当控除あり

申告不要

源泉徴収  
のみで終了

確定申告  
（申告分離課税）

上場株式等に係る  
配当所得等の金額  
× 15%  
（ほかに住民税5%）

- 配当控除なし

上場株式等に係る  
譲渡所得等の金額  
× 15%  
（ほかに住民税5%）

- ・ 上場株式等の譲渡損失と配当所得等との損益通算
- ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除（3年間）

（注） 令和4年度税制改正により、令和6年度（令和5年分）以後の個人住民税における課税方式については、所得税において選択した課税方式と一致させることとなり、所得税と個人住民税において、それぞれ異なる課税方式の選択をすることができなくなりました。

※ 平成25年から令和19年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、このパンフレットに掲載の所得税のほかに、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が課されます。

令和6年2月



国税庁

この社会あなたの税がいきている

# 1 上場株式等の範囲

「上場株式等」とは、上場株式、公募投資信託の受益権、国債、地方債、公募公社債などをいい、その利子、配当、収益の分配や譲渡などによる所得が**申告分離課税**（所得税15%（ほかに住民税5%））の対象とされます。

## 株式等の範囲 (注)

### 一般株式等

上場株式等以外の株式等

### 上場株式等

【金融商品取引所に上場されている株式等】

上場株式、上場投資信託の受益権（ETF）、上場不動産投資法人の投資口（REIT）

【その設定に係る受益権の募集が公募により行われる一定の投資信託の受益権】

公募株式投資信託の受益権、公募公社債投資信託の受益権

【特定公社債】

国債、地方債、外国国債、公募公社債、

平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）

など

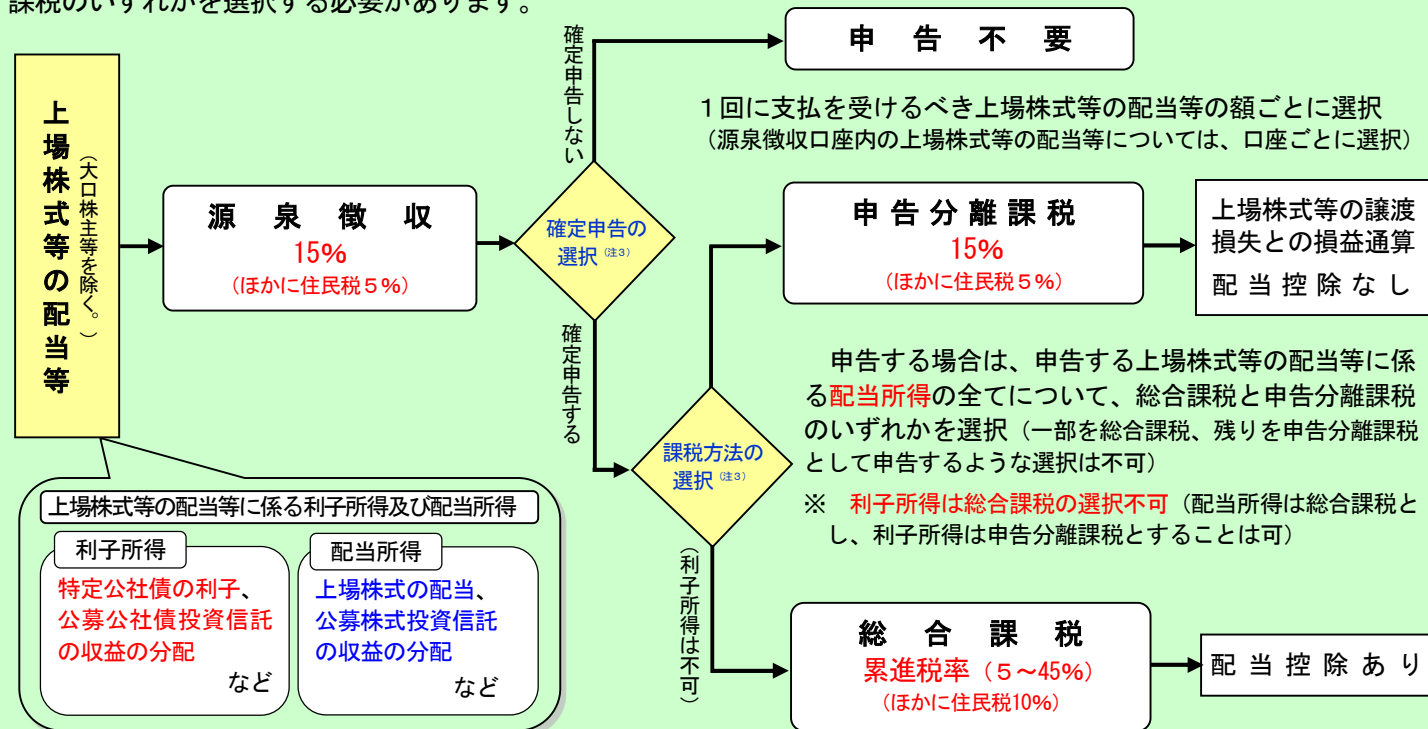
(注) 株式等とは、株式（投資口を含みます。）、投資信託の受益権、公社債（償還差益について発行時に源泉徴収がされた割引債など一定のものを除きます。）などをいいます（ゴルフ会員権に類する株式又は出資者の持分を除きます。）。

# 2 上場株式等の配当等の支払を受けた場合の課税関係

上場株式等の配当等 (注1)（大口株主等 (注2) が支払を受けるものを除きます。以下同じです。）については、その支払の際に**15%**（ほかに住民税5%）の税率による源泉徴収がされます。

なお、上場株式等の配当等については、**1回に支払を受けるべき額ごと**に申告する又はしないこと（申告不要）の選択をすることができますが、源泉徴収口座内の上場株式等の配当等については、**口座ごと**にその選択をする必要があります (注3)。

また、上場株式等の配当等に係る**配当所得**について**申告する場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択**することができます (注3)。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る**配当所得の全て**について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。



(注) 1 「上場株式等の配当等」とは、上場株式等の利子、配当、収益の分配等をいいます。  
 2 「大口株主等」とは、その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上である株式又は出資を有する者をいいます。  
 3 上場株式等の配当等の支払を受ける居住者等とその者の同族会社に該当する法人が保有する株式又は出資の総数等を合算した場合に、その上場株式等の保有割合が発行済株式等の総数等の3%以上となるときにおけるその居住者等が支払を受けるその上場株式等の配当等（令和5年10月1日以後に支払を受けるべきものに限り。）については、申告分離課税を選択することはできません。また、少額配当等に該当する場合を除き、申告不要の選択をすることもできません。

### 3 上場株式等を譲渡した場合の課税関係

上場株式等を譲渡して譲渡益が生じた場合、その上場株式等の譲渡による所得については、原則として確定申告（申告分離課税）が必要となります。

なお、上場株式等の譲渡による所得の金額及び所得税額（住民税額）は、次のように計算します。

#### (1) 上場株式等の譲渡による所得の金額（譲渡益）

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{委託手数料等}) = \text{上場株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡益）}$$

##### 【取得費】

株式等の取得費は、原則として、その購入価額（購入手数料等を含みます。）となりますが、同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合には、次のように総平均法に準ずる方法によって算出した1株当たりの金額に譲渡株数を乗じて計算した金額が、その取得費となります。

##### 【取得費の計算の具体例】

①	令和5年5月	購入	1,000株	100万円（購入価額）
②	令和5年8月	購入	2,000株	230万円（購入価額）
$\frac{100\text{万円} + 230\text{万円}}{1,000\text{株} + 2,000\text{株}} = 1,100\text{円（1株当たりの金額）}$				
$1,100\text{円} \times \text{譲渡株数} = \text{取得費}$				

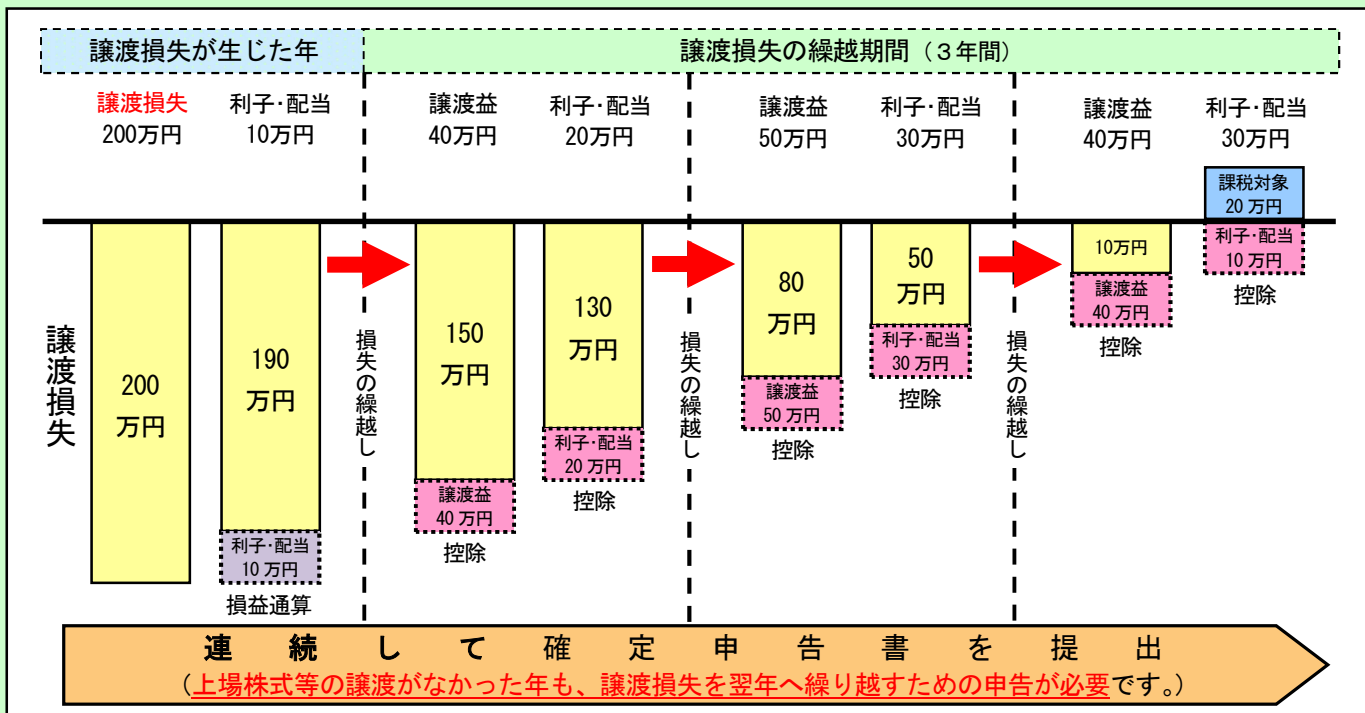
#### (2) 所得税額（住民税額）

$$\text{上場株式等に係る譲渡所得等の金額（譲渡益）} \times \text{所得税15\%（ほかに住民税5\%）} = \text{所得税額（住民税額）}$$

### 4 上場株式等の譲渡損失に係る損益通算及び繰越控除

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額をいいます。なお、上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税を選択したものに限り、以下と同じです。）と損益通算することができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。



- ※1 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。  
また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。
- 2 源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。
- 3 上場株式等に係る譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。また、一般株式等に係る譲渡損失の金額は、原則として上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

## 5 特定口座

特定口座内の上場株式等の譲渡による所得の金額については、他の上場株式等の譲渡による所得の金額と区分して計算することとなり、この計算は金融商品取引業者等が行います。

なお、特定口座には、次のとおり、簡易申告口座と源泉徴収口座の2種類があります。

### 簡易申告口座

簡易申告口座とは、金融商品取引業者等から交付される特定口座年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができる口座のことをいいます。

### 源泉徴収口座

源泉徴収口座とは、特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収（所得税15%（ほかに住民税5%））することを選択することにより、その特定口座内の上場株式等の譲渡による所得を申告不要とすることができる口座のことをいいます。

なお、金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収口座に受け入れることができます。

また、源泉徴収口座に上場株式等の配当等を受け入れた場合に、その源泉徴収口座内の上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、その上場株式等の配当等の額の総額からその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を控除（損益通算）した金額を基に源泉徴収税額が計算されます。

### ◆ 源泉徴収口座における留意点 ◆

- 源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得又はその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、申告する又は申告しないことを選択することができますが、その選択は口座ごとに行います（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- 源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得とその源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、どちらか一方のみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座内の上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得も併せて申告しなければなりません。
- 源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得又は上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得を申告した後に、これらの所得を申告しないこととする変更はできません。また、源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の金額又は上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得の金額を含めないで申告した後に、これらの所得の金額を含めて申告することとする変更もできません。

## 参考 NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の概要

	つみたて投資枠 (特定累積投資勘定)	併用可	成長投資枠 (特定非課税管理勘定)
開設者(対象者)	口座開設の年の1月1日において18歳以上の居住者等		
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益		
口座開設可能期間	制限なし		
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし		
非課税保有限度額	1,800万円		内、1,200万円
投資対象商品	一定の投資信託		一定の上場株式・投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

※1 令和5年12月31日までにつみたてNISA（累積投資勘定）や一般NISA（非課税管理勘定）において投資した商品は、つみたて投資枠や成長投資枠の外枠で、引き続き非課税の対象となります。

※2 非課税口座で取得した上場株式等を譲渡したことにより生じた損失は、ないものとみなされます。

※3 非課税口座で取得した上場株式等を特定口座又は一般口座に移管する場合は、その移管時の価額で取得したものとみなされて移管がされます。

○ 国税庁ホームページでは、タックスアンサー（よくある税の質問）を提供しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、是非ご利用ください。